

独禁法改正案

不当
廉売

2回繰返し課徴金3%

優越的地位乱用にも科金

自民党の独禁法調査会
(堀内光雄会長)は14日
の会合で、課徴金の行為

改正独禁法案のポイント

- ・課徴金対象となる行為類型を拡大
- ・主導的役割を果たした事業者に対する課徴金加算(5割増)
- ・課徴金減免制度の拡充(3社から5社へ。グループ会社の共同申請も可能)
- ・除外期間の延長(3年から5年に)
- ・民事救済制度の拡充(差し止め請求訴訟での文書提出命令の特則導入)

類型の拡大や課徴金納付命令などにかかる「除外(じよせき)期間」の延長などを骨子とする公正取引委員会の独占禁止法改正案の説明を了承した。法案自体の了承ではなく、公取委説明の了承にとどめたのは、「今後の与党協議、与野党協議を見据えたもの」(堀内会長)。今後の状況次第では、中小企業保護を目的に不当廉売への課徴金率を一層高める要求が出る可能性もあり、中小企業保護が発端とはいえず、裁強化が一層鮮明にな

る。法案は、今国会に提出する予定。公取委は自民独禁調でこれまで要求の強かった不当廉売など独禁法違反となる不正な取引方法への課徴金制度の導入を改正法案に盛り込んだ。建設業界にとつて最大のポイント、不当廉売への課徴金制度の導入は発注者を問わず、繰り返して2回違反要件に該当した場合に、課徴金を科す可能性があることだ。発注者が異なったり地域が違っても「違反要件に該当すれば対象にな

る」(公取委)。ただ繰り返しの認定期間は、「周辺事業者を含め総合的に判断する」(同)ため決まっていない。また、課徴金制度の導入方針を公表していた「排除型私的独占」についてはガイドラインを作成して要件を明確化した上で、違反行為者の対象商品などの売上額の6%(小売業2%、卸売業1%)に課徴金を科す。一方、これまで公取委が課徴金制度の導入に難色を示していた「不当廉売、差別対価、共同の取

引拒絶、再販売価格の拘束」に対しても、違法行為の商品などの売上額の3%(小売業2%、卸売業1%)に課徴金を導入する。不当廉売への課徴金制度の導入の議論の焦点となっていた違反要件については、「正当な理由がないのに、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるもの」とした。公取委は、会合で出席議員からの質問の対し「繰り返し」の回数について「2回」と答えた。法案がそのまま成立すれば、建設業の場合でも不当廉売を2回繰り返した場合に3%の課徴金が科せられることになる。このほか、優越的地位

の乱用に対しても、「違法行為にかかる取引相手の取引額が20億円以上を対象に、経済上の利益を提供した取引先との取引額の0.5%に課徴金を科す。違反要件として、協賛金など経済上の利益を提供させる行為や支払い遅延などを盛り込む。建設業の元請・下請関係に当てはめれば、1件の工事での下請代金の総額が20億円以上の場合が対象となる。その場合、以下でも、優越的地位の乱用として公取委に申請することが可能になる。このほか、審判制度廃止について公取委は、改正法案付則として、全面見直しの検討を2008年度中に行つことを盛り込んだ。